

南島原市監査委員公表第4号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和元年12月23日

南島原市監査委員 宮 崎 太

南島原市監査委員 吉 田 幸一郎

令和元年度

南 島 原 市

定期監査及び行政監査報告書

南島原市監査委員

令和元年度 定期監査及び行政監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種別

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に基づく定期監査及び行政監査

2 監査の対象部局

総務部	総務秘書課、人事課、財政課、防災課、管財契約課、 深江支所、布津支所、有家支所、北有馬支所、 南有馬支所、口之津支所、加津佐支所
地域振興部	地域づくり課、商工振興課、観光振興課、地籍調査課
福祉保健部	福祉課、こども未来課、保護課、北有馬保育所
教育委員会事務局	世界遺産推進室
議会事務局	
選挙管理委員会事務局	
小・中学校	大野木場小学校、布津小学校、口之津小学校、 加津佐中学校

3 監査の期間

令和元年10月9日（水）から令和元年11月29日（金）まで

4 監査の範囲

令和元年度歳入歳出執行状況を基本とし、監査委員が必要と認める事業については、過年度の執行分も対象とし監査を実施した。

過年度執行の事業については、以下のとおりである。

- (1) 原城跡崖面崩落防止工事
- (2) 有家庁舎改修工事
- (3) 政務活動費支出事務
- (4) 防火管理事務

5 監査の重点項目

- (1) 補助金に関する事務の執行状況
- (2) 随意契約に関する事務の執行状況
- (3) 備品の管理状況について

6 監査の方法

監査の重点項目となる事務について、対象部局へ調査票の提出を求め、現地調査により関係書類の検査・照合を行うとともに、財務事務が適正かつ効率的に行われているか、事業の管理が合理的かつ効果的に行われているかを主眼として、所管課長及び関係職員から説明を聴取した。

第2 監査の結果

1 総評

財務に関する事務の執行は補助金交付、随意契約、備品管理を重点項目とし、行政事務の執行については事務手続きに主眼を置いて監査を実施した。

今後の行政運営に資するためにも、次のとおり総評する。

補助金交付については、申請者から提出される申請書及び実績報告書の記載不備案件がそのまま決裁に至る事例が見受けられたので、受付時には十分な書面の審査に努められたい。

随意契約については、改善を要望する事項がある。年度開始早々に契約を締結する必要がある業務は、真にやむを得ない事情がある場合に限り、当該年度の前年度3月末までの契約準備行為を運用上認めているが、今回の監査で、契約締結を兼ねた起案及びその決裁事例が確認された。前年度末に契約事務を完結していた部署においては、会計年度の独立の原則に則り、年度開始早々に契約を締結する必要がある案件について事務手続きの改善を要望する。

また、既に是正されているが、予定価格調書及び検査調書の省略等による契約規則違反、決裁規定違反も見受けられた。各課において法令及び契約規則を遵守するとともに、チェック機能が果たされるよう、管理職及び総括する立場の職員はその責務に努められたい。

業者を指定して契約する特命随意契約については、指定の理由が妥当か否か精査するとともに、同契約が契約方式の例外であることを十分認識した上で、施行令に基づく理由書を決裁の過程で添付し、市民への説明が行えるよう留意されたい。

同様に、緊急を要する修繕手続きの場合も指定した理由を明確にされたい。

備品管理については、各所管課において、備品台帳一覧に登録されているものと現存するものについて突合が不十分な事例が見受けられ、登録備品の現況確認が定期的に行われていないことも判明した。

また、同じ品目を複数購入した場合のシステム登録については、単体登録と数量を入力する一括登録が混在している。現状の方法では、庁舎内での設置場所の移動

や廃棄等による数量増減があった場合、現存物の把握に支障があるといえる。

これらのことを踏まえ、全庁的な備品登録の主管課である管財契約課は、各所管課に対し備品の現況確認に係る指導を行うとともに、適正な備品管理が維持できるよう統一的な台帳管理の方策を検討されたい。

行政監査の視点から、防火管理者についても一言述べておくと、今後とも、消防計画に基づき、消火、通報、誘導及び避難等の訓練を実施した上で、実施後の反省点や消防署職員の助言などについて書面をまとめ関係職員へ供覧、検証を行うことにより、職員の防災に関する意識を高めた訓練の取り組みに努められたい。

監査の結果、対象とする財務事務及び事業の管理については、概ね適正に執行されていたが、一部の部署において、事務手続きの検討又は改善を要望する事項や留意すべき事項が見受けられた。以下に記載した「指摘事項」に関しては、必要な措置を講ずるとともに職員の指導監督に努められたい。

また、改善の措置を講じたときは、法第 199 条第 12 項の規定に基づき、監査委員へ遅滞なく通知されたい。

なお、軽微な事項については口頭で指導したので内容を省略しているが、各課に共通する全般的な注意点及び既には是正されているものについては「注意事項」として記載している。これについては、措置の状況報告を求めないが、今後とも関係法令等を遵守し適正な事務の執行に努められたい。

※この監査報告書において、法令名の略語は次のとおりとする。

- 地方自治法・・・・・・・・・・・・・・・・・・法
- 地方自治法施行令・・・・・・・・・・・・・・・・・・施行令
- 南島原市議会政務活動費の交付に関する条例・・・・政務活動費条例
- 南島原市契約規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・契約規則
- 南島原市会計規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・会計規則
- 南島原市補助金等交付規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・補助金等交付規則
- 南島原市事務決裁規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・決裁規定

2 検討又は改善を要望する「指摘事項」

【総務部】

（管財契約課）

（1）備品管理について

総評で記述したことを踏まえ、各所管課に対し備品の現況確認に係る指導を行うとともに、適正な備品管理が維持できるよう統一的な台帳管理の方策を検討することにより、主管課としての責務に努められたい。

(2) 検査調書の作成について

業務委託の完了確認については、契約規則により検査調書の作成を行うこととしており、同第 34 条第 6 項で当該契約金額 50 万円を超えないものは履行確認により検査調書の作成に代えることができるとしている。しかしながら、管財契約課が平成 31 年 3 月に事務連絡として周知した「入札及び契約に関する事務取扱の運用について（改訂）」の検査調書の作成項目は、契約規則と整合性が取れていない。

このことにより、業務担当課において、検査調書の作成について誤認識が生じているため、契約規則と当該事務連絡の整合性を図り、適正な契約事務の指導に努められたい。

(有家支所)

(1) 防災訓練について

有家庁舎は、消防法により防火管理者を定め消防計画の作成及び訓練の実施等を義務付けられている。前回の監査時は、庁舎改修工事により計画できない状況であったが、今回の監査時においても具体的な計画が立案されていない。

防火管理者は、近年、訓練の実施に至っていない現状を留意し、その責務を果たすとともに実施に向け措置を講じられたい。

【地域振興部】

(観光振興課)

(1) 年度当初の契約事務について

年度開始早々に契約を締結する必要がある観光施設トイレ清掃業務等において、当該年度の前年度 3 月末に契約締結の起案及び決裁が行われていた。法第 208 条第 1 項の会計年度の独立の原則に則り、年度当初の契約の事務手続きを改善し適正な契約事務の執行に努められたい。

【福祉保健部】

(福祉課)

(1) 年度当初の契約事務について

年度開始早々に契約を締結する必要がある支援業務等において、当該年度の前年度 3 月末に契約締結の起案及び決裁が行われていた。法第 208 条第 1 項の会計年度の独立の原則に則り、年度当初の契約の事務手続きを改善し適正な契約事務の執行に努められたい。

(こども未来課)

(1) 年度当初の契約事務について

年度開始早々に契約を締結する必要がある支援業務等において、当該年度の前年度3月末に契約締結の起案及び決裁が行われていた。法第208条第1項の会計年度の独立の原則に則り、年度当初の契約の事務手続きを改善し適正な契約事務の執行に努められたい。

また、期限を設けず自動更新を認めている児童遊園清掃業務委託契約については、業務執行の起案がされず支出事務のみ行われていた。会計年度における適正な事務手続きに留意するとともに、契約書に期間を設けた上で、必要に応じ契約の更新ができるよう受注者と協議されたい。

3 「注意事項」

※各課共通する注意点及び既には正されているもの

【総務部】

(総務秘書課)

(1) 修繕手続き

電気設備の修繕において、業者の指定理由が示されていない。理由書を付し施行令上の根拠を明確にされたい。

(人事課)

(1) 契約書

契約書の実施期日において、年度の記載誤りがあった。契約締結の際は、契約書の記載内容について十分に精査し契約を締結されたい。

(2) その他、監査時に指導した軽微な事項について留意されたい。

(財政課)

(1) 予定価格調書

旧企画振興課から引き継いだプロポーザル方式による随意契約手続きにおいて、予定価格調書の作成を失念していた。契約規則違反であることを留意し、適正な契約事務の執行に努められたい。

(防災課)

(1) 修繕手続き

消防・交通安全施設等の修繕について、業者の指定理由が示されていない。理由書を付し施行令上の根拠を明確にされたい。

(2) 補助金交付実績報告書

補助金交付申請者から各支所へ提出される実績報告書において、鉛筆書きによる事例が散見された。会計規則では証拠書類について、鉛筆等の使用禁止を規定している。補助金等交付規則上、補助金支出審査に係る重要な書類である

ことを留意し、今後も申請者及び支所担当者への指導に努めたい。

(3) 検査調書

50万円以上の業務委託の完成検査において、検査調書の作成を省略している事例があった。契約規則違反であることを留意し、適正な検査・検収の職務に努められたい。

(4) その他、監査時に指導した軽微な事項について留意されたい。

(管財契約課)

(1) 予定価格調書

随意契約手続きにおいて、予定価格調書の作成を失念していた事例があった。契約規則違反であることを留意し、適正な契約事務の執行に努められたい。

(2) 防火管理

管理施設において、今年度も消防署立会いのもと消防訓練を実施し施設職員の指導に努めていることが確認された。しかしながら、実施内容、指導内容等について書面が残されていないので、訓練の成果を高める上でも、消防署職員の助言や担当職員の所見等を書面で作成し供覧するとともに、訓練の検証を行い防火管理者の責務に務められたい。

(3) その他、監査時に指導した軽微な事項について留意されたい。

(南有馬支所)

(1) 修繕手続き

設備等の修繕について、業者の指定理由が示されていない事例があった。理由書を付し施行令上の根拠を明確にされたい。

(2) 防火管理

平成 29 年度に火災を想定した避難訓練を実施されているが、今後についても、引き続き消防計画に沿った避難訓練を実施し、その検証を行い、防火管理者の責務に努められたい。

(北有馬支所)

(1) 監査時に指導した軽微な事項について留意されたい。

(加津佐支所)

(1) 監査時に指導した軽微な事項について留意されたい。

(有家支所)

(1) 平成 29 年度竣工の有家庁舎改修工事関係に係る支出事務の監査も併せて行ったが、これについては特に指導する事項はなかった。

(深江支所)

(1) 特に指導する事項等はなかった。

(布津支所)

(1) 特に指導する事項等はなかった。

(口之津支所)

(1) 特に指導する事項等はなかった。

【地域振興部】

(観光振興課)

(1) 予定価格調書

旧商工観光課から引き継いだ特命随意契約において、副市長決裁区分の予定価格調書を部長決裁により執行していた。決裁規定違反であることを留意し、適正な契約事務の執行に努められたい。

(2) 特命随意契約

旧商工観光課から引き継いだ特命随意契約において、業者の指定理由がないもの、管財契約課への合議を有するもので合議がないものがあった。発注者が業者を指定して契約を締結する場合は、理由書を付し施行令上の根拠を明確にした上で、適正な契約事務の執行に努められたい。

(3) 修繕手続き

管理施設の設備等の修繕において、業者の指定理由が示されていない。理由書を付し施行令上の根拠を明確にされたい。

(4) 補助金交付申請書

補助金交付申請者から申請される書面に年度の記載誤りがあった。受付の際は、記載内容について十分審査されたい。

(5) その他、監査時に指導した軽微な事項について留意されたい。

(地域づくり課)

(1) 監査時に指導した軽微な事項について留意されたい。

(商工振興課)

(1) 監査時に指導した軽微な事項について留意されたい。

(地籍調査課)

(1) 監査時に指導した軽微な事項について留意されたい。

【福祉保健部】

（福祉課）

（1）特命随意契約

特命随意契約において、業者の指定理由が示されていないものや理由の誤認識が散見された。発注者が業者を指定して契約を締結する場合は、理由書を付し施行令上の根拠を明確にした上で、適正な契約事務の執行に努められたい。

（2）見積り合わせ

物品購入金額が10万円を超えているものにおいて、2者以上から見積書を徴取せず業者を指定して発注した事例があった。消耗品等の購入であっても、契約規則で定めた金額を超えるものについては、見積り合わせの原則を遵守されたい。

（3）契約事務

契約事務に係る起案文書において、起案があるものとないものが混同し、事務の取扱が統一されていない事案が見受けられた。

（4）その他、監査時に指導した軽微な事項について留意されたい。

（こども未来課）

（1）契約事務

契約事務に係る起案全般において、起案があるものとないものが混同しており、事務の取扱が統一されていない。また、契約締結及び変更契約締結において、契約日に係る不適切な起案が見受けられた。事務手続きについて留意し、適正な契約事務の執行に努められたい。

（2）その他、監査時に指導した軽微な事項について留意されたい。

（保護課）

（1）契約事務

生活保護法による介護扶助の運営要領に基づく広域圏組合との契約において、執行伺いを省略し契約締結を行っていた。事務手続きについて留意し、適正な契約事務の執行に努められたい。

（2）その他、監査時に指導した軽微な事項について留意されたい。

（北有馬保育所）

（1）監査時に指導した軽微な事項について留意されたい。

【教育委員会事務局】

（世界遺産推進室）

（1）文化庁専門委員会からの指摘事項

平成 30 年度執行の原城跡崖面崩落防止工事に伴う工事資材積み替えのための原城跡二ノ丸における砕石補充について、文化庁専門委員会から「無断現状変更」の指摘を受けたので、当該事案に係る監査も実施した。

既に、指摘に基づき、当該事案の土地を閉鎖し砕石を除去する等の必要な措置を講じていることが確認できたので、あらためて、本監査において改善を要望する事項はないが、今後、文化財関連事業を行う上で課題や問題に直面した際は、本市文化財課と連携し必要な事務手続きの精査を行い、関係省庁及び県から指摘がないよう留意されたい。

(2) その他、監査時に指導した軽微な事項について留意されたい。

【議会事務局】

(1) 政務活動費

平成 30 年度執行の政務活動費支出事務についても監査を行った。

政務活動費の監査は、法第 199 条の 2 の規定により議会選出監査委員は除斥となり監査を行うことができないため、識見の監査委員 1 名で監査を行った。

実績報告書に添付する領収書において、「商品代」と記載してあるものがあった。議会事務局が聴き取りを行ったことにより、対象経費の範囲であることが確認されているが、政務活動費交付条例上、収支報告の提出に係る証拠書類であることを留意し、領収書の但し書きが曖昧な場合は、商品及び用途が特定できるように記載方法について指導されたい。

(2) その他、監査時に指導した軽微な事項について留意されたい。

【選挙管理委員会事務局】

(1) 監査時に指導した軽微な事項について留意されたい。

【小・中学校】

(布津小学校)

(1) 監査時に指導した軽微な事項について留意されたい。

(大野木場小学校)

(1) 監査時に指導した軽微な事項について留意されたい。

(口之津小学校)

(1) 監査時に指導した軽微な事項について留意されたい。

(加津佐中学校)

(1) 監査時に指導した軽微な事項について留意されたい。